

小田原市自治基本条例フォーラム

自治基本条例づくりがスタートします。

これから皆さんと考えていきましょう。

『自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか』

相模女子大学教授 松下 啓一 氏



平成21年5月20日(水)

18時30分から

生涯学習センターけやきホール

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ 加藤 憲一 市長
「自治基本条例についての想い」
- 3 講 演 相模女子大学 松下 啓一 氏
「自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか」
- 4 質疑応答
- 5 本市の自治基本条例づくりの取り組みについて
- 6 閉 会

講師プロフィール

■職歴

横浜市役所に26年勤務
横浜市立大学非常勤講師
関東学院大学人間環境学部非常勤講師
大阪国際大学法政経学部 を経て
相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授

■専門

現代自治体論（まちづくり、NPO・協働論、政策法務）

■所属学会

自治体学会、日本NPO学会

■現在の研究のきっかけ

26年間の横浜市職員時代には、総務・環境・都市計画・経済・水道などの各部局で調査・企画を担当。ことに市民と協働で行ったリサイクル条例策定の経験が、公共主体としてのNPOへの関心につながる。

■著書

「自治体NPO政策—協働と支援の基本ルールNPO条例の提案」（ぎょうせい）

「自治基本条例のつくり方」（ぎょうせい） 他多数

■今までに自治基本条例づくりなどに関係した自治体

千葉県流山市、愛知県一宮市・新城市、長野県上田市、鳥取県米子市、兵庫県寢屋川市・西宮市、埼玉県三郷市・越谷市、静岡県富士宮市、福井県・福井市、大分県・大分市、大阪府・富田林市・和泉市、国分寺市、横浜市・相模原市・愛川町
など

自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

相模女子大学 松下啓一

1 自治基本条例とは

(1) 全国でどのくらい、つくられているのか

- ・標準装備へ

(2) 2つの考え方

○有力説（伝統的・理念的） 政府（行政、議会）を規制・コントロールする
→「自治体の憲法」＝最高規範
憲法の由来 行政の専横から国民の自由を守る

○私の説（市民から考える） 政府が市民のためにがんばる＋市民が元気でその力を発揮する
→まちをつくるための道具＝最高規範

2. なぜ自治基本条例をつくるのか→どんな自治基本条例をつくるのか

(1) 自治体がどうなっていくのか

- ・地方分権が進む

第3の改革・・・何が変わったのか

- ・明治維新
- ・戦後改革
- ・地方分権

- ・人口減少・高齢化が進む（資料参照）

人口減→収入源

+若者の非正規雇用（キャリアをつめない）

高齢化→支出増

+社会資本の更新

(2) こうしたなか、自治体はどう生き残るのか＝地域ごとの選択

- ・いくつかの方法

税金を増やす

リストラ

- ・基本に戻る

①住民自治の原則 地域のことは自分たちで決める→責任

②民主主義の原則 みんなで知恵を出して決める→市民の自律と貢献性（アテネ）

- ・分かりやすく

野球は9人でやる→ルールとしての条例

自治基本条例はいらない？
地方自治法があるのだから

3. 自治基本条例の内容

項目	主な規定
前文	
基本事項	目的、この条例の位置づけ、基本となる用語
まちづくりの主体	市民、行政、議会、自治会・NPO
まちの創造に関する基本原則	市民自治の原則、情報共有の原則、参加の原則、協働の原則
まちを創造する仕組み	情報公開・提供、行政情報等を知る権利、個人情報保護、説明責任、評価、参加の権利、子どもの参加、政策過程における市民参加、総合計画によるまちづくり、意見提出手続、意見・要望・苦情等への応答義務等、附属機関等の運営、住民投票
市民のための行政	首長の役割・責務、執行機関の役割・責務、職員の役割・責務、執行機関の組織、行政手続、政策法務、法令遵守と公益通報、財政運営の基本原則
市民のための議会	活動原則、意思決定・監視機能の強化、情報公開、住民参加、自由討議、政策立案、議員の役割
まちを創造する市民活動	自主的・主体的なまちづくり、協働のまちづくり、まちづくりと地域組織、まちづくりと非営利活動団体、活動団体の支援・育成
国等との連携	市外の人々との連携、自治体・国等との連携協力
実効性の確保等	この条例の検討・見直し、推進・関心のための市民委員会

まちの内容＝総合計画
 まちのつくり方＝自治基本条例

4. つくり方も決まってくる＝9人で野球をするために

第一原則 内容が十分記述されている＝9人が動けるように

第二原則 自治の関係者に十分身についている＝9人でつくる

*多様な市民の参加形態

第三原則 実効性が十分担保されて、動く条例となっている＝つくった後に効いてくる

5. 市民が気をつけること

(1) 条例づくりは条文づくりではない

(2) 野球の9人のメンバーを大切に

(資料・平成 19 年度以降の自治基本条例制定状況(把握できる範囲でのもの))

長野県 飯田市自治基本条例(H19/4/1)・・・議会発議
北海道 札幌市 自治基本条例(H19/4/1)
群馬県 玉村町自治基本条例(H19/4/1)
北海道 苫小牧市自治基本条例(H19/4/1)
神奈川県 寒川町自治基本条例(H19/4/1)
北海道 下川町自治基本条例(H19/4/1)
北海道 留萌市自治基本条例(H19/4/1)
北海道 帯広市 まちづくり基本条例(H19/4/1)
新潟県 妙高市 自治基本条例(H19/4/1)
愛知県 日進市自治基本条例(H19/10/1)
滋賀県 野洲市まちづくり基本条例(H19/10/1)
神奈川県 海老名市 自治基本条例(H19/10/1)
埼玉県 熊谷市 自治基本条例(H19/10/1)
新潟県 新潟市 自治基本条例(H20/2/22)
埼玉県 宮代町 まちづくり基本条例(H20/4/1)
北海道 平取町 自治基本条例(H20/4/1)
福島県 花巻市 まちづくり基本条例(H20/4/1)
岩手県 南相馬市 自治基本条例(H20/4/1)
京都府 京丹後市まちづくり基本条例(H20/4/1)
神奈川県 開成町あじさいのまち開成自治基本条例(H20/4/1)
三重県 志摩市 まちづくり基本条例(H19/8/1)
岩手県 宮古市 自治基本条例(H20/7/1)
鳥取県 鳥取市 自治基本条例(H20/10/1)
岡山県 笠岡市 自治基本条例(H20/10/1)
鹿児島県 薩摩川内市 自治基本条例(H20/10/12)
島根県 雲南市 まちづくり基本条例(H20/11/1)
神奈川県 自治基本条例(H21/3/27)
千葉県 流山市 自治基本条例(H21/4/1)
東京都 国分寺市 自治基本条例(H21/4/1)
神奈川県 箱根町 自治基本条例(H21/4/1)
鳥取県 日吉津村自治基本条例(H21/4/1)
埼玉県 川口市自治基本条例(H21/4/1)
岩手県 奥州市自治基本条例(H21/3/9 可決 施行は H21 年度中)

小田原市自治基本条例フォーラム

ブレ検討委員会(勉強会)

○ねらい

◆自治基本条例づくりについて、基本的な認識を共有

- 前例にとらわれない！ ⇒ “小田原らしさ”の追求
- 一人でも多くの市民とともに条例づくりを進める！
⇒ チームプレイ
- 参加・協働型の自治基本条例づくり！
⇒ これこそが市民自治



◆ここでの議論を経て、検討委員会の役割・位置づけを構築

小田原市自治基本条例フォーラム

ブレ検討委員会 日程(全3回)

市役所7階大会議室にて開催！！

◆第1回 平成21年6月16日(火) 19:00～21:00

テーマ

- “小田原にとっての自治基本条例とは”
- “協働の条例づくりとは”

◆第2回 平成21年7月7日(火) 19:00～21:00

テーマ

- “「市民」「コミュニティ」について考える”

◆第3回 平成21年7月21日(火) 19:00～21:00

テーマ

- “自治基本条例の議論の進め方について考える”
(検討委員会の役割)”

小田原市自治基本条例フォーラム

プレ検討委員会の進め方

◆参加型の勉強会(誰でも気軽に参加)

- テーマについてのミニ講義(30分程度)
- ワークショップ方式によるグループディスカッション



◆ディスカッションの結果は、検討委員会でも活用

- 講評

小田原市

小田原市自治基本条例フォーラム

検討委員会 と 意見収集の会

○ プレ検討委員会のあとは・・・8月より

◆小田原市自治基本条例検討委員会

- もっとじっくり、深く、自治基本条例を考えたい方

◆報告 & 意見収集の会(検討委員会が随時開催します)

- 興味はあるけどそんなに時間が取れない方
- 特定の内容だけ話し合いに参加したい方
- ぶらりと立ち寄れ、意見が言える場



多くの方のご意見が大切です

小田原市

今後のスケジュール

自治基本条例はこうしてつくられていきます

